

広島県告示第七百四十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十二条第一項の規定によつて、漁業権を平成二十年九月一日次のとおり変更免許した。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 免許番号

共第四百三十号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名称	時期
第一種共同漁業	あさり漁業 えむし漁業 わかめ漁業	一月一日から二月二日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

福山市田尻町地先

(2) 区域

次の一アを結んだ直線とアイを距岸三百メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカ、カニを結んだ五直線と四・五を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域。ただし、次の除外区域一及び二を除く。

基点 一 田尻町と水呑町との海岸線における境界

〃 二 田尻町六〇四番地の二白茅埋立地護岸北西角から護岸沿い北へ四十四メートルの所

〃 三 田尻町と鞆町との海岸線における境界（鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点から護岸沿い南へ五十二メートルの所）

〃 四 田尻町古山田川河口右岸の樋門上流端から護岸沿い上流に六十九メートルの所（波かえし起点）

〃 五 四から護岸に直角に見通す線と古山田川左岸との交点

ア 一から走島町袴島の高を見通す線と距岸三百メートルの線との交点

イ 二から箕沖町埋立地護岸南角を見通す線と距岸三百メートルの線との交点

ウ 二から百十八度四十分三百メートルの所

エ 三から岡山県問島の高を見通す線上三百メートルの所

オ 〃 四十四メートルの所

カ	二から百十八度四十分百九十三メートルの所
除外区域一	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ四直線で囲まれた区域
基点一	鞆町と田尻町との海岸線における境界
〃 二	田尻町白茅埋立地北東角
ア	一から岡山県間島の高を見通す線上七十・九メートルの所
イ	〃 百八度二十八分五十・四メートルの所
ウ	二から四十七度二百四・六メートルの所
エ	〃 五十二度十五分二百十二・三メートルの所
除外区域二	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ六直線によって 囲まれた区域
基点一	田尻町田尻漁港南側埋立地南西角（階段上部北西角）
〃 二	一から護岸沿い南へ二百七十四メートルの所（スベリ北側護岸付け 根）
〃 三	二から護岸沿い南へ百九十二メートルの所（電柱基礎北東角）
ア	一から百二十一度四十五分三十七メートルの所
イ	〃 百四十度三十分百九メートルの所
ウ	二から六十三度五十分百七メートルの所
エ	〃 八十四度四十五分百五十八メートルの所
オ	三から百三度五十分百五十五メートルの所
カ	〃 二十五メートルの所